

高知県農地中間管理事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第6条 県公社は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による高知県農地中間管理事業費補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。<u>この場合において、県公社は、県税の滞納がない旨を証明する納税証明書（県税の納税義務がない場合にあつては、別記第1号様式の2による申立書）を併せて提出しなければならない。</u></p> <p>第9条 （1）～（5） 略</p> <p>（5） 県公社は、前号の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して<u>同</u>号の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。</p> <p>（6） 前号の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）内においては、<u>同</u>号に規定する帳簿等に加え、別記第2号様式の2の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。</p> <p>（7）～（11） 略</p> <p><u>（12） 県税の滞納がないこと。</u></p> <p><u>（13）</u> 県公社は、間接補助金の交付に際しては、前各号に掲げる事項について条件を付されているときは、間接補助事業者等に対し、これらを行うために必要な条件を付すること。</p>	<p>第6条 県公社は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による高知県農地中間管理事業費補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第9条 （1）～（5） 略</p> <p>（5） 県公社は、前号の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前号の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。</p> <p>（6） 前号の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）内においては、前号に規定する帳簿等に加え、別記第2号様式の2の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。</p> <p>（7）～（11） 略</p> <p>（新設）</p> <p>（12） 県公社は、間接補助金の交付に際しては、前各号に掲げる事項について条件を付されているときは、間接補助事業者等に対し、これらを行うために必要な条件を付すること。</p>

高知県農地中間管理事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第11条 県公社は、<u>次のいずれかの事項</u>に係る変更等をしようとするときは、事前に別記第3号様式による計画変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助事業に要する経費の増額又は30パーセント以上の減額</p> <p>(2) 補助事業の中止又は廃止</p> <p>2 略</p>	<p>第11条 県公社は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更等をしようとするときは、事前に別記第3号様式による計画変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助事業に要する経費の増額又は30パーセント以上の減額</p> <p>(2) 補助事業の中止又は廃止</p> <p>2 略</p>
<p>第12条 県公社は、毎四半期 <u>(第4・四半期を除く。)</u>の末日現在における補助事業の遂行状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を <u>当該四半期の最終月の翌月15日</u>までに知事に提出しなければならない。</p>	<p>第12条 県公社は、毎四半期の末日現在における補助事業の遂行状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。</p>
<p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和3年9月7日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p>

過年度借受 (未転分)																				
うち転貸																				
うち管理																				
返 還																				
うち再度 転貸																				
うち管理																				
解 除																				

- ※「返還」とは、県公社と受け手との関係、「解除」とは出し手と県公社との関係です。
「うち転貸」には、「うち再度転貸」の面積は含みません。
借受の「うち管理」の面積には、返還の「うち管理」の面積は含みません。
「うち管理」には、条件整備中のものを含みます。支援法人から資金を借りて条件整備を実施する場合には、農地売買等支援事業実施要領第12の1に定める参考様式1を作成して知事の承認を受ける必要があります。
「うち転貸」の欄の件数、賃料については、上段に県公社の借受、下段に県公社の貸付に係る事項を記入してください。

過年度借受 (未転分)																				
うち転貸																				
うち管理																				
返 還																				
うち再度 転貸																				
うち管理																				
解 除																				

- ※「返還」とは、県公社と受け手との関係、「解除」とは出し手と県公社との関係です。
「うち転貸」には、「うち再度転貸」の面積は含みません。
借受の「うち管理」の面積には、返還の「うち管理」の面積は含みません。
「うち管理」には、条件整備中のものを含みます。支援法人から資金を借りて条件整備を実施する場合には、農地売買等支援事業実施要領第12の1に定める参考様式1を作成して知事の承認を受ける必要があります。
「うち転貸」の欄の件数、賃料については、上段に県公社の借受、下段に県公社の貸付に係る事項を記入してください。

②

ア 累計（前年度末）

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受												
うち転貸												
うち管理												

イ 累計（本年度末）

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受												
うち転貸												
うち管理												

(3) 借受希望者の募集市町村数

募集市町村数	
県内市町村数	

(4) 人員体制

区 分	人 員	内 容
本部		
地域		
計		

②

ア 累計（前年度末）

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受												
うち転貸												
うち管理												

イ 累計（本年度末）

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受												
うち転貸												
うち管理												

(3) 借受希望者の募集市町村数

募集市町村数	
県内市町村数	

(4) 人員体制

区 分	人 員	内 容
本部		
地域		
計		

(5) 活動内容

時期	場所	内容

(注) 農地中間管理事業の周知活動、受け手の掘り起こし活動、関係機関との連携活動、会議の開催等を記入してください。

(6) 委託関係

委託先	委託内容

(7) 評価委員会

①評価委員

現職（元職）	氏名
計	名

②開催時期

時期	内容
計	回

(注) 完了報告には、事業報告書を添えてください。

(5) 活動内容

時期	場所	内容

(注) 農地中間管理事業の周知活動、受け手の掘り起こし活動、関係機関との連携活動、会議の開催等を記入してください。

(6) 委託関係

委託先	委託内容

(7) 評価委員会

①評価委員

現職（元職）	氏名
計	名

②開催時期

時期	内容
計	回

(注) 完了報告には、事業報告書を添えてください。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した 経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他(B)	
	円	円	円	
合 計				

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 定款及び収支予算(又は収支決算)

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した 経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他(B)	
	円	円	円	
合 計				

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 定款及び収支予算(又は収支決算)

第1号様式の2（第6条関係）

（新設）

第 _____ 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団体名
代表者名

県税の納税義務がない旨の申立書

このことについて、高知県農地中間管理事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
下記のとおり申し立てます。

記

高知県に納付すべき県税の納税義務はありません。

